

意見書案第 2 4 号

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 0 年 1 0 月 2 日

川崎市議会議長 鎚 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

” 竹 間 幸 一

” 猪 股 美 恵

## 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

本年4月1日から75歳以上の高齢者等を対象とした「後期高齢者医療制度」(その後「長寿医療制度」に名称変更)が始まった。この制度は、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いを導入することなどから、高齢者にとって十分な医療を受けにくくなることが強く懸念されている。

また、低所得層において、従来よりも保険料負担が高くなった例もあり、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みとなっている等様々な問題点がある。

75歳以上の高齢者を74歳以下の国民と異なった取扱いとせず、すべての国民の尊厳が尊重される医療制度でなければ、国民が安心し、安定した暮らしを営むことはできない。

よって、国におかれては、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険料を国民が公平に負担し、平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行うため、次の事項の早急な実施について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 平成21年4月1日に後期高齢者医療制度(高齢者の医療の確保に関する法律)を廃止し、喫緊の措置として、従来の老人医療制度(老人保健法)に戻すこと。
- 2 速やかに保険料の年金からの天引きによる徴収(特別徴収)を廃止するとともに、65歳以上の国民健康保険料の年金からの天引きも廃止すること。
- 3 被扶養者からの保険料徴収は後期高齢者医療制度廃止までの間凍結し、被扶養者以外の保険料についても、早急に軽減を図ること。
- 4 医療保険各法に規定する入院時生活療養費を支給する特定長期入院被保険者を、速やかに70歳以上の被保険者とすること。
- 5 70歳から74歳までの窓口負担を、平成21年4月1日からも引き続き1割とすること。
- 6 上記の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体及び保険者の負担をできる限り軽減するよう配慮するとともに、国民の間に混乱を生じることのないよう、内容の周知等万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣